

徳島県告示第六百十五号

平成十年徳島県告示第四百七十二号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年十月二十四日から施行する。

令和二年十月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

三の表美馬農業協同組合の穴吹支所の項、半田支所の項、貞光支所の項及び木屋平支所の項を削る。